

福岡県公報

令和 4 年 12 月 23 日
第 360 号

目 次

告 示 (第1054号 - 第1070号)

| | | |
|--|-----------|---|
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定 | (保護・援護課) | 2 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 | (保護・援護課) | 3 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 | (保護・援護課) | 3 |
| ○生活保護法に基づく施術者の指定 | (保護・援護課) | 3 |
| ○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 | (保護・援護課) | 3 |
| ○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)及び住所(所在地)の変更 | (保護・援護課) | 4 |
| ○令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の公表 | (水産振興課) | 4 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 | (下水道課) | 4 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 | (保護・援護課) | 5 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 | (保護・援護課) | 5 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の再開の届出 | (保護・援護課) | 5 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 | (砂防課) | 6 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 6 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 7 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 7 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 7 |
| 公 告 | | |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (漁業管理課) | 7 |
| ○落札者等の公示 | (情報政策課) | 8 |

| | | |
|-------------------------------|-----------|----|
| ○都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市計画課) | 8 |
| ○土地改良区の役員の住所の変更 | (農村森林整備課) | 8 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農村森林整備課) | 8 |
| ○土地改良区の役員の就任 | (農村森林整備課) | 9 |
| ○土地改良区の役員の退任 | (農村森林整備課) | 9 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 10 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出 | (中小企業振興課) | 10 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 11 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | 12 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | 12 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (税務課) | 12 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (税務課) | 12 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (税務課) | 13 |
| ○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 | (県民情報広報課) | 13 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 13 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 13 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 13 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 14 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 14 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 14 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 14 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 14 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 15 |
| ○公共測量の実施 | (県土整備総務課) | 15 |
| ○公共測量の終了 | (県土整備総務課) | 15 |
| ○公共測量の終了 | (県土整備総務課) | 15 |

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………15
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………16
- 基本測量の終了 (県土整備総務課) ……………16
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………16
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………16
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………16
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (県民情報広報課) ……………17
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (漁業管理課) ……………17
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (国際政策課) ……………17

公安委員会

- 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の一部を改正する告示 (警察本部情報管理課) ……………17

告示

福岡県告示第1054号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
大野城市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1055号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|-------------------|-----------------------------|---------|
| 古生63 | めぐみクリニック 内科・消化器内科 | 古賀市天神二丁目1-2 ヤスイビル103号 | R4・12・1 |
| 宰生114 | たてあきクリニック | 太宰府市大佐野六丁目2-2 | R4・12・1 |
| 糸島地生菌61 | リーチ歯科 伊都の杜クリニック | 糸島市浦志一丁目10-8 | R4・11・1 |
| 粕生薬194 | アウル薬局 長者原駅前店 | 糟屋郡粕屋町長者原東一丁目11-7 | R4・11・1 |
| 古生薬37 | 三気堂薬局古賀駅前店 | 古賀市天神二丁目1-2 | R4・12・1 |
| 宰生薬58 | 株式会社アガベ 大佐野薬局 | 太宰府市大佐野六丁目2-1 | R4・12・1 |
| 嘉鞍生薬5 | スマイル薬局 小竹店 | 鞍手郡小竹町大字勝野3329-1 | R4・12・1 |
| 田生訪35 | 訪問看護ステーションみらい | 田川市大字奈良1587番地95 石川ハイツ I 104 | R4・11・1 |

福岡県告示第1056号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|------------|-------------------|----------|
| 小生52 | 古川整形外科医院 | 小郡市小郡619-5 | R4・10・31 |
| 行生歯40 | 医療法人小林歯科医院 | 行橋市大橋三丁目9-3 | R4・10・31 |
| 粕生薬160 | 新生堂薬局 長者原店 | 糟屋郡粕屋町長者原東一丁目11-7 | R4・10・31 |
| 像生薬51 | 三気堂薬局 東郷店 | 宗像市東郷三丁目1-15 | R4・9・30 |

福岡県告示第1057号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|-------|-------|------------|------------|----------|
| 田生163 | 田川診療所 | 田川市新町11-15 | 田川市新町11-46 | R4・10・11 |

| | | | | |
|--------|-----------------|----------------|----------------|---------|
| 朝倉生歯38 | あさくらデンタルケアクリニック | 朝倉市屋永字西原1767-1 | 朝倉市屋永字西原1745-1 | R1・11・1 |
|--------|-----------------|----------------|----------------|---------|

福岡県告示第1058号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 指定年月日 |
|--------|-----------------------|------------------|----------|
| 柳生柔45 | 澤村 雅博（さわむら整骨院） | 柳川市間593 | R4・11・1 |
| 粕生柔219 | 財津 和斗（新宮中央整骨院・はりきゅう院） | 糟屋郡新宮町社の宮四丁目5-11 | R4・11・17 |
| 嘉鞍生柔13 | 萱嶋 仁美（嘉穂整骨院） | 嘉穂郡桂川町大字土師2087-4 | R4・11・1 |
| 直生はき34 | 山野 州康（鍼灸整骨院長生庵 直方院） | 直方市新知町6-48 | R4・11・1 |
| 春生はき14 | 舩井 康代（SMILE CARE 鍼灸院） | 春日市上白水八丁目2-303号 | R4・11・1 |
| 粕生はき40 | 上田 正樹（新宮中央整骨院・はりきゅう院） | 糟屋郡新宮町社の宮四丁目5-11 | R4・11・17 |

福岡県告示第1059号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその

例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 廃止年月日 |
|--------|--------------------|----------------------|-----------|
| 田生マ44 | 會津 俊夫 (マッサージのとなとん) | 田川市大字伊田4356-1 | R 4・11・22 |
| 直生柔34 | 奥田 綾介 (整骨院 長生庵) | 直方市新知町 6-48 | R 2・6・1 |
| 柏生柔165 | 軍地 希来 (堺整骨院 志免) | 糟屋郡志免町南里四丁目 1-16-203 | R 4・11・1 |
| 柏生柔182 | 和田 悠幾 (新宮中央整骨院) | 糟屋郡新宮町杜の宮四丁目 5-11 | R 4・3・29 |
| 嘉生柔15 | 嘉穂整骨院 | 嘉穂郡桂川町大字土師2087-4 | R 4・10・31 |
| 中生はき9 | 秋永 陽香 (鍼灸訪問治療 赤ざる) | 中間市東中間一丁目 3-7 | R 4・10・31 |

福岡県告示第1060号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名 (名称) 及び住所 (所在地) の変更の届出があったので、生活保護法第55条の 3 (法第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名 (名称) 又は住所 (所在地) の変更

| 指定番号 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|--------|------------------------------------|--|---------|
| 朝倉生マ16 | 田中 巧 (はり灸治療所 田中家) 朝倉市平塚1637-2-B | 田中 巧 (はり灸リンパトリートメントサロン田中家+) 朝倉市須川2650 | H28・7・1 |

| | | | |
|---------|--------------------------------------|---|-----------|
| 直生柔 8 | のだ整骨院 直方市大字山部直方駅西口 J R 構内 | 野田 雅一 (のだ整骨院) 直方市大字山部1433-1 | R 4・11・1 |
| 柏生柔159 | 椿山 晃書 (新宮中央整骨院) 糟屋郡新宮町杜の宮四丁目 5-11 | 椿山 晃書 (新宮中央整骨院・はりきゅう院) 糟屋郡新宮町杜の宮四丁目 5-11 | R 3・10・8 |
| 直生柔30 | 前田 康成 (整骨院 長生庵) 直方市新知町 6-48 | 前田 康成 (鍼灸整骨院 長生庵 直方院) 直方市新知町 6-48 | R 4・10・19 |
| 直生はき21 | 久木山 梨奈 (鍼灸院 長生庵) 直方市新知町 6-48 | 久木山 梨奈 (鍼灸整骨院 長生庵 直方院) 直方市新知町 6-48 | R 4・10・19 |
| 朝倉生はき 4 | 田中 巧 (はり灸治療所 田中家) 朝倉市平塚1637-2-B | 田中 巧 (はり灸リンパトリートメントサロン田中家+) 朝倉市須川2650 | H28・7・1 |

福岡県告示第1061号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第16条第 1 項の規定に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群の令和 5 管理年度 (令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 特定水産資源 | 福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量 | 知事管理区分に配分する数量 | |
|------------|---------------------|---------------|------|
| | | 知事管理区分 | 配分数量 |
| まあじ | 現行水準 | 福岡県まあじ知事管理区分 | 現行水準 |
| まいわし対馬暖流系群 | 現行水準 | 福岡県まいわし知事管理区分 | 現行水準 |

福岡県告示第1062号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月福岡県告示第302号筑後中央広域都市計画下水道事業筑後市公共下水道事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のように告示

する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

筑後市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画下水道事業筑後市公共下水道

3 事業施行期間

平成10年10月23日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和3年3月福岡県告示第302号の事業地に次の区域を加える。

筑後市 大字久富 字市ノ玉の全部並びに字高畑、字東ノ前、字鳥居、字池ノ本、字惣津、字大門口、字大成、字斗代、字丁長、字鐘居、字窓、字綿打の各字の一部

大字羽犬塚 字北窓畑、字南窓畑、字寺ノ脇、字西原ノ一、字西原ノ二、字西原ノ三の各字の一部

大字若菜 字鞆ノ本の全部並びに字一ノ本の一部

令和3年福岡県告示第302号の事業地のうち次の区域を削る。

筑後市 大字西牟田 字城崎一、字城崎二の各字の一部

大字蔵数 字前田の一部

大字久富 字北田の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1063号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第

4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|--------|-----------------|----------------|------------------|----------|
| 田介163 | 田川診療所 | 田川市新町11-15 | 田川市新町11-46 | R4・10・11 |
| 朝倉介歯38 | あさくらデンタルケアクリニック | 朝倉市屋永字西原1767-1 | 朝倉市屋永字西原1745-1 | R1・11・1 |
| 田支78 | ケアプランサービス優 | 田川市大字楠1916-9 | 鞍手郡小竹町大字勝野3784-3 | R4・4・1 |

福岡県告示第1064号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|--------------|------------|----------|
| 小介薬40 | そうごう薬局小郡東野店 | 小郡市小郡632-8 | R4・10・31 |
| 宮居6 | MGヘルパーステーション | 宮若市龍徳1043 | R4・5・31 |
| 嘉麻居38 | グループホームえださか | 嘉麻市平1492-1 | R4・11・30 |

福岡県告示第1065号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の

2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定介護機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 再開年月日 |
|-------|----------------|----------------|--------|
| 田居274 | パブリカ訪問看護ステーション | 田川市大字弓削田233番地2 | R4・8・1 |

福岡県告示第1066号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 高板組（B）
- 2 区域の所在地 直方市大字感田
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から19号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と19号とを結んだ線に囲まれた区域

| 所在地 | 地番 | 標柱番号 |
|---------|---------|----------|
| 直方市大字感田 | 894番128 | 1号 |
| | 894番127 | 2号から4号まで |
| | 968番 | 5号から8号まで |
| | 961番 | 9号 |

| | |
|------|----------|
| 944番 | 10号 |
| 942番 | 11号 |
| 925番 | 12号 |
| 926番 | 13号 |
| 927番 | 14号 |
| 939番 | 15号 |
| 935番 | 16号 |
| 962番 | 17号 |
| 969番 | 18号及び19号 |

福岡県告示第1067号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
久留米市田主丸町石垣字山王東筋1344の1・1346の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年12月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------|--------------------------------------|
| 朝倉 | 八女春線 | 朝倉市杷木星丸1130番2先から 朝倉市杷木星丸1153番2先まで |

福岡県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-----|-------|-------------------------------------|------------------|--------------|
| | | | 前 | 朝倉市杷木星丸980番1先から 朝倉市杷木星丸1024番1先まで | 6.2 ～ 55.6 | 217.0 |

| 朝倉 | 県道 | 八女春線 | 前 | 朝倉市杷木星丸980番1先から 朝倉市杷木星丸1024番1先まで | 6.2 ～ 23.8 | 187.0 |
|----|----|------|---|-------------------------------------|------------------|-------|
| | | | 後 | 朝倉市杷木星丸980番1先から 朝倉市杷木星丸1024番1先まで | 6.2 ～ 55.6 | 217.0 |
| | | | 後 | 朝倉市杷木星丸980番1先から 朝倉市杷木星丸1024番1先まで | 6.2 ～ 23.8 | 187.0 |

福岡県告示第1070号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年12月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------|-------------------------------------|
| 朝倉 | 八女春線 | 朝倉市杷木星丸980番1先から 朝倉市杷木星丸1024番1先まで |

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで水産業協同組合法施行細則（平成10年福岡県規則第52号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由
水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）の一部改正に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日
令和4年12月23日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量
職員認証・連携システムに係る端末機等賃貸借契約 48か月

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和4年11月10日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NTT・TCリース株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

31,083,360円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和4年9月30日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大刀洗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

北野大刀洗都市計画道路の変更（令和4年11月25日大刀洗町告示第45号）

公告

糸島市二丈土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 役員の 種類 | 氏名 | 旧住所 | 新住所 |
|-----------|-------|-------------|---------------|
| 監事 | 鳥巢 貴之 | 糸島市二丈武509番地 | 糸島市二丈武三丁目1番3号 |

公告

竹野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏名 | 住所 |
|------|-------------------|
| 坂井 猛 | 久留米市田主丸町地徳3158番地1 |

| | |
|-------|--------------------|
| 綾部 慶幸 | 久留米市田主丸町地徳2905番地 1 |
| 榑崎 孝義 | 久留米市田主丸町地徳2164番地13 |
| 高木 貞佳 | 久留米市田主丸町地徳2007番地 |
| 古賀 利勝 | 久留米市田主丸町竹野339番地 |
| 上野 政孝 | 久留米市田主丸町竹野1998番地 |
| 石橋 賢一 | 久留米市田主丸町中尾1832番地 2 |
| 内山 富夫 | 久留米市田主丸町中尾1196番地 1 |

2 退任監事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|--------------------|
| 宮原 慎治 | 久留米市田主丸町地徳2904番地 1 |
| 内山 淳 | 久留米市田主丸町地徳2164番地 1 |
| 牛嶋 武敏 | 久留米市田主丸町竹野2043番地 |
| 塩足 哲伸 | 久留米市田主丸町中尾1063番地 |

3 就任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|--------------------|
| 坂井 猛 | 久留米市田主丸町地徳3158番地 1 |
| 綾部 慶幸 | 久留米市田主丸町地徳2905番地 1 |
| 吉岡 義光 | 久留米市田主丸町地徳2210番地 |
| 高木 貞佳 | 久留米市田主丸町地徳2007番地 |
| 古賀 利勝 | 久留米市田主丸町竹野339番地 |
| 上野 政孝 | 久留米市田主丸町竹野1998番地 |
| 石橋 賢一 | 久留米市田主丸町中尾1832番地 2 |
| 原 篤信 | 久留米市田主丸町中尾1191番地 3 |

4 就任監事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|--------------------|
| 鳥越 正文 | 久留米市田主丸町地徳3282番地 1 |
| 坂本 安 | 久留米市田主丸町地徳1835番地 |
| 中野 澄隆 | 久留米市田主丸町竹野1849番地 2 |

公告

口原土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|--------|---------------|
| 田代 武巳 | 飯塚市口原1266番地 1 |
| 東 泰広 | 飯塚市口原1441番地 5 |
| 井上 明彦 | 飯塚市有井202番地 1 |
| 長谷川 武勝 | 飯塚市口原206番地 |
| 小出 博美 | 飯塚市口原209番地 |
| 大塚 正二 | 飯塚市勢田1589番地 1 |
| 岸本 正志 | 飯塚市勢田1779番地 |

2 就任監事

| 氏 名 | 住 所 |
|--------|---------------|
| 白土 廣喜 | 飯塚市口原190番地 |
| 米澤 司 | 飯塚市勢田1747番地 1 |
| 許斐 征一郎 | 飯塚市勢田893番地 |

公告

宮若市山口土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------------|
| 塩川 哲也 | 宮若市山口3084番地 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 12 月 7 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ホームプラザナフコ南宗像店

(2) 所在地 宗像市大字光岡字立浦105番外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
| | |

株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
外1者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 12 月 2 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス行橋中津熊店

(2) 所在地 行橋市大字中津熊字岩田295-3、317-3

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | | 住所 |
|------------|-------------|--------------------|
| 株式会社コスモス薬品 | 代表取締役 横山 英昭 | 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | | 住所 |
|------------|-------------|--------------------|
| 株式会社コスモス薬品 | 代表取締役 横山 英昭 | 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 |

4 大規模小売店舗を新設する日

令和 5 年 8 月 3 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,261.00平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数 (台) |
|--------|----------|
| 建物南側 | 47 |
| 合計 | 47 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | 収容台数 (台) |
|--------|----------|
| 建物南西側 | 5 |
| 建物南側 | 5 |
| 合計 | 10 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積 (平方メートル) |
|-----------|-------------|
| 建物南東側 | 27.0 |
| 合計 | 27.0 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量 (立方メートル) |
|--------------|-------------|
| 建物内南東側 | 4.0 |
| 合計 | 4.0 |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|-------------|--------------|
| 株式会社コスモス薬品 | 午前 9 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 |

(2) 駐車場において来客の自動車が増車することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 出入口の数 | 位置 |
|-------|------------|
| 2箇所 | 敷地南側、建物南東側 |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 12 月 7 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マルキョウ那珂川店

(2) 所在地 那珂川市片縄西四丁目1094番1外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 変更前 | | 変更後 | |
|--------------|-------------|--------------|-------------|
| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量 (立方メートル) | 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量 (立方メートル) |
| 建物敷地北側 | 31.57 | 店舗棟内北側 | 8.98 |
| | | 倉庫棟内北側 | 23.25 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) イオンなかまショッピングセンター
 - (2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ドラッグコスモス古賀中央店
 - (2) 所在地 古賀市駅東一丁目615番4の一部外
 - 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
・意見なし
-

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則（昭和38年福岡県規則第3号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見を募集しなかった理由
地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
令和4年12月13日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成29年福岡県規則第7号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見を募集しなかった理由
地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和 4 年 12 月 13 日

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規則（平成 29 年福岡県規則第 57 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和 4 年 12 月 13 日

公告

知事における福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則案について、次のとおり意見を募集します。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和 4 年 12 月 23 日から令和 5 年 1 月 21 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部県民情報広報課（県庁 1 階）に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市福間駅東三丁目 245 番 4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市日蔭野一丁目 2 番地の 12 フィールドステーション 203 号

小江 侑弥

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|---------|--|
| 築上町大字岩丸 | 令和 4 年 12 月 1 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで |

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|---------|---------------------------------------|
| 嘉麻市上臼井 | 令和 4 年 12 月 1 日から 令和 5 年 2 月 7 日まで |

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、大刀洗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 測の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|----------|---|
| 大刀洗町大字三川 | 令和 4 年 11 月 21 日から 令和 5 年 3 月 24 日まで |

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（2 級・4 級基準点測量、三次元点群測量）

2 測の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|----------|---|
| 大刀洗町、朝倉市 | 令和 4 年 11 月 24 日から 令和 5 年 2 月 28 日まで |

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3 級基準点）

2 測の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|------------|---|
| 北九州市小倉北区地内 | 令和 4 年 10 月 24 日から 令和 5 年 3 月 15 日まで |

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、福岡法務局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（4 級基準点測量）

2 測の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|---------|---------|
|---------|---------|

| | |
|---------------------------------|---|
| 福岡市博多区東光一丁目の一部、東光二丁目及び東比恵二丁目の全部 | 令和 4 年 11 月 28 日から 令和 6 年 1 月 31 日まで |
|---------------------------------|---|

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所福岡導水事業所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|----------|---|
| 筑紫野市山口地内 | 令和 4 年 11 月 28 日から 令和 5 年 6 月 29 日まで |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|----------|--|
| 北九州市小倉北区 | 令和 4 年 12 月 2 日から 令和 5 年 2 月 10 日まで |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実 施 地 域 | 終 了 年 月 日 |
|---------|-----------------|
| 豊前市大字八屋 | 令和 4 年 12 月 1 日 |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（用地測量、基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実 施 地 域 | 終 了 年 月 日 |
|------------------|-----------------|
| 芦屋町、行橋市、築上町、みやこ町 | 令和 4 年 11 月 2 日 |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|----------------|------------------|
| 北九州市戸畑区沖台二丁目ほか | 令和 4 年 11 月 22 日 |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|--------------|-----------------|
| 北九州市小倉北区、戸畑区 | 令和 4 年 12 月 1 日 |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（電子基準点現地調査）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|---|------------------|
| 福岡市、北九州市、古賀市、直方市、田川市、行橋市、筑紫野市、糸島市、桂川町、築上町、東峰村 | 令和 4 年 11 月 18 日 |

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大刀洗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

北野大刀洗都市計画用途地域の変更（令和 4 年 11 月 25 日 大刀洗町告示第 46 号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大刀洗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

北野大刀洗都市計画特別用途地区の変更（令和 4 年 11 月 25 日 大刀洗町告示第 47 号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大刀洗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

北野大刀洗都市計画準防火地域の変更（令和4年11月25日大刀洗町告示第48号）

公告

個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準案について、次のとおり意見を募集します。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和4年12月23日から令和5年1月21日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部県民情報広報課（県庁1階）に備え置きます。

公告

福岡県漁業調整規則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和4年12月23日から令和5年1月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成12年福岡県規則第89号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部国際局国際政策課に備え置きます。

令和4年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和4年12月23日

公安委員会**福岡県警察本部告示第73号**

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（令和3年5月福岡県警察本部告示第31号）の一部を次のように改正し、令和5年1月4日から施行する。

令和4年12月23日

福岡県警察本部長 岡部 正勝

1の表中

| | |
|--------------------------|--------|
| 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） | 第5条第1項 |
| | 第8条第1項 |

を

| | |
|--------------------------|----------|
| 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） | 第5条第1項 |
| | 第8条第1項 |
| | 第8条の5第1項 |

に、

| | |
|--------------------|------------------------|
| 警備業法（昭和47年法律第117号） | 第10条第1項 |
| | 第16条第2項 |
| | 第16条第3項において準用する第11条第1項 |

を

| | |
|------------------------------------|--|
| | 第17条第2項において準用する第16条第2項及び第11条第1項 |
| 警備業法（昭和47年法律第117号） | 第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。） |
| | 第10条第1項 |
| | 第16条第2項 |
| | 第16条第3項において準用する第11条第1項 |
| | 第17条第2項において準用する第16条第2項及び第11条第1項 |
| 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号） | 第8条第1項 |

に改める。

4の(1)の表及び4の(3)の表中

| | |
|-----------|--------|
| 道路交通法施行規則 | 第5条第1項 |
| | 第8条第1項 |

を

| | |
|-----------|----------|
| 道路交通法施行規則 | 第5条第1項 |
| | 第8条第1項 |
| | 第8条の5第1項 |

に、

| | |
|------|---------------------------------|
| 警備業法 | 第10条第1項 |
| | 第16条第2項 |
| | 第16条第3項において準用する第11条第1項 |
| | 第17条第2項において準用する第16条第2項及び第11条第1項 |

を

| | |
|-----------------------|--|
| 警備業法 | 第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。） |
| | 第10条第1項 |
| | 第16条第2項 |
| | 第16条第3項において準用する第11条第1項 |
| 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 | 第17条第2項において準用する第16条第2項及び第11条第1項 |
| | 第8条第1項 |

に改める。